

## 施設等の管理者の皆様へ

～南海トラフ地震の津波から円滑に避難するために～

# 対策計画・地震防災規程 の作成・変更が必要です

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震です。

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、著しい被害が生ずるおそれのある市町村が、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定されました。（大阪府内は 42 市町村）

推進地域内において、津波防災地域づくりに関する法律に基づき大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深 30 cm 以上の浸水が想定される区域（対象区域）において、大勢の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設などに、津波からの円滑な避難の確保等について定めた対策計画又は地震防災規程を定めることが義務付けられています。

また、令和元年 5 月 31 日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたため、既に定められた場合も変更する必要があります。

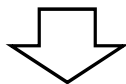
### 対策計画、地震防災規程を作成する必要がある施設又は事業

対策計画・地震防災規程を作成する必要がある施設等は、対象区域（3 ページの「対策計画・地震防災規程を作成する施設等の区域」を参照）に所在している次の施設等です。施設等の管理運営者が計画の作成義務者となります。

- 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設  
（映画館、キャバレー、遊技場、料理店、店舗、診療所、図書館、公衆浴場、神社、寺院、教会、  
駐車場・発着場、駐車場、学校、福祉施設、放送局、その他の事業場 等）
- 石油類、火薬類、高圧ガスその他の危険物を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- その他、地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業  
（水道事業、電気事業、ガス事業、勤務者が 1,000 人以上の工場 等）  
（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 7 条に規定）

○施設又は事業の管理運営者は、「対策計画」又は「地震防災規程」のいずれかを作成します。

- (1) 「対策計画」とは、特別措置法の第 7 条に基づき、津波に係る地震防災対策に関して作成を義務付けられた計画をいい、下の (2) に該当しない施設等で特別措置法の適用を受ける施設等の管理運営者が作成します。
- (2) 「地震防災規程」とは、消防法等関係法令の規定により、消防計画や予防規程等の防災又は保安に関する計画や規程の作成を義務付けられている施設等の管理運営者が作成します。当該計画等の中に、対策計画で定めるべき事項を定めた部分をいいます。



**（消防法に基づく消防計画や予防規程を定めている事業所等は、「地震防災規程」を定めます。）**

## 計画等に定める事項

対策計画又は地震防災規程として定めなければならない事項は、南海トラフ地震に係る次の事項です。

- ① 津波からの円滑な避難の確保（避難場所や避難経路、従業員や顧客の避難の方法 等）
- ② 時間差発生等における円滑な避難の確保（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置 等）※
- ③ 防災訓練（施設等が実施する避難訓練や他の機関が実施する訓練への参加 等）
- ④ 地震防災上必要な教育及び広報（従業員への教育や顧客等への広報の実施方法（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置を含む） 等）※

※上記下線部が今回の変更箇所となります。

各提出先において対策計画、地震防災規程のモデルを作成しているところもあります。

各施設等においては、各提出先が作成した対策計画、地震防災規程のモデル等をもとに計画等を作成してください。

## 計画等の提出先

対策計画、地震防災規程を作成した場合、次の提出先に提出してください。

（計画の作成にあたってわからないことがある場合も、それぞれの提出先にお問い合わせください。）

**対策計画**

大阪府知事（危機管理室防災企画課）

**地震防災規程**

計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者

（消防法に基づく消防計画や予防規程の中で定めた場合は所在地の消防署に提出。）

※施設等が消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務付けられている場合は、施設等の管理運営者は、それぞれの計画又は規程で地震防災規程を作成し、それぞれの提出先に提出する必要があります。

※対策計画（又は地震防災規程）の写しは、所在地の市町長へ送付する必要があります。

## 計画等の提出期限

対策計画・地震防災規程を作成した時は、遅滞なく提出する必要があります。

○対象区域内で新たに施設等を開業する場合は **施設等の開業前**

※施設の拡大や事業内容の変更等がある場合も計画等を変更の上、提出する必要があります。

## 対策計画・地震防災規程を作成する施設等の区域※

(平成 26 年 7 月 16 日時点の住居表示によっています)

大 阪 市	北区	梅田 1 から 3 丁目、大深町、大淀北 1 から 2 丁目、大淀中 1 から 5 丁目、大淀南 1 から 3 丁目、角田町、小松原町、芝田 1 から 2 丁目、曾根崎 1 から 2 丁目、曾根崎新地 1 から 2 丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島 1 から 3 丁目、堂島浜 2 丁目、堂山町、兔我野町、豊崎 1 から 7 丁目、中崎西 1 から 4 丁目、中津 1 から 7 丁目、中之島 6 丁目（市道新なにわ筋線以西の区域に限る）、本庄西 3 丁目
	都島区	内代町 1 丁目、毛馬町 1 から 2 丁目、高倉町 1 から 3 丁目、友淵町 2 から 3 丁目、中野町 3 丁目、東野田町 3 から 5 丁目、都島北通 1 から 2 丁目、都島中通 1 から 3 丁目、都島本通 3 から 5 丁目、都島南通 1 から 2 丁目、御幸町 1 から 2 丁目
	福島区	全域
	此花区	全域
	中央区	淡路町 4 丁目、瓦町 4 丁目、北久宝寺町 4 丁目、北浜 4 丁目、久太郎町 4 丁目、高麗橋 4 丁目、船場中央 4 丁目、宗右衛門町、道修町 4 丁目、平野町 4 丁目、備後町 4 丁目、伏見町 4 丁目、本町 4 丁目、南本町 4 丁目
	西区	全域
	港区	全域
	大正区	全域
	浪速区	芦原 1 から 2 丁目、稲荷 1 から 2 丁目、木津川 1 から 2 丁目、久保吉 1 から 2 丁目、幸町 1 から 3 丁目、桜川 1 から 4 丁目、塩草 1 から 3 丁目、敷津西 1 から 2 丁目、大国 1 から 3 丁目、立葉 1 から 2 丁目、浪速西 1 から 4 丁目、浪速東 1 から 3 丁目、湊町 1 から 2 丁目、元町 3 丁目
	西淀川区	全域
	淀川区	加島 1 から 4 丁目、木川西 1 から 4 丁目、木川東 1 から 4 丁目、十三東 1 から 5 丁目、十三本町 1 から 3 丁目、十三元今里 1 から 3 丁目、新北野 1 から 3 丁目、田川 1 から 3 丁目、田川北 1 から 3 丁目、塚本 1 から 6 丁目、新高 1 から 6 丁目、西中島 1 から 7 丁目、西三国 2 から 4 丁目、西宮原 1 から 2 丁目、野中北 1 から 2 丁目、野中南 1 から 2 丁目、三国本町 1 から 3 丁目、三津屋北 1 から 3 丁目、三津屋中 1 から 3 丁目、三津屋南 1 から 3 丁目、宮原 3 から 5 丁目
	旭区	大宮 1 丁目、高殿 2・5 から 6 丁目、中宮 1 丁目
	城東区	今福西 1 から 6 丁目、今福東 1 から 2 丁目、今福南 2 から 4 丁目、蒲生 1 から 4 丁目、嶋野西 1 から 5 丁目、嶋野東 3 丁目、成育 1 から 5 丁目、関目 1 から 5 丁目、中央 1 から 3 丁目、天王田、野江 1 から 4 丁目
	鶴見区	鶴見 1 から 4 丁目、横堤 1・4 丁目
	住之江区	安立 1・3・4 丁目、泉 1 から 2 丁目、北加賀屋 1 から 5 丁目、北島 1 から 3 丁目、粉浜 1 から 3 丁目、粉浜西 1 から 3 丁目、柴谷 1 から 2 丁目、新北島 1 から 8 丁目、住之江 1 から 3 丁目、中加賀屋 1 から 4 丁目、南港北 1 から 3 丁目、南港中 1 から 8 丁目、南港東 1 から 9 丁目、南港南 1 から 7 丁目、西加賀屋 1 から 4 丁目、西住之江 1 から 4 丁目、浜口西 1 から 3 丁目、浜口東 1 から 3 丁目、東加賀屋 1 から 4 丁目、平林北 1

		から2丁目、平林南1から2丁目、御崎1から8丁目、緑木1から2丁目、南加賀屋1から4丁目
	住吉区	上住吉2丁目、墨江1丁目、住吉2丁目、長峽町、東粉浜3丁目、
	西成区	旭1から3丁目、岸里1から3丁目、岸里東1丁目、北津守1から4丁目、北開1から2丁目、潮路1から2丁目、千本北1から2丁目、千本中1から2丁目、千本南1から2丁目、橋1から3丁目、玉出中1から2丁目、玉出西1から2丁目、玉出東1から2丁目、津守1から3丁目、鶴見橋1から3丁目、出城1から3丁目、長橋1から3丁目、中開1から3丁目、梅南1から3丁目、花園南2丁目、松1から3丁目、南津守1から7丁目、南開1から2丁目
堺市	堺区	市之町西3丁、戎島町1から5丁、戎之町西1から2丁、大町西3丁、大浜北町1から5丁、大浜中町1から3丁、大浜西町、大浜南町1から3丁、海山町1から7丁、甲斐町西3丁、柏木町1から4丁、春日通1から4丁、神南辺町1から6丁、北旅籠町西2から3丁、北波止町、北半町西、九間町西2から3丁、櫛屋町西、楠町1から4丁、熊野町西2から3丁、車之町西2から3丁、材木町西2から3丁、栄橋町1から2丁、桜之町西3丁、三宝町1から9丁、塩浜町、七道西町、宿院町西3から4丁、宿屋町西2から3丁、少林寺町西3から4丁、昭和通1から6丁、新在家町西2から4丁、神明町西2から3丁、菅原通1から5丁、住吉橋町1から2丁、大仙西町1丁、高砂町1丁、匠町、築港南町、築港八幡町、出島海岸通1から4丁、出島町1から5丁、出島西町、出島浜通、鉄砲町、寺地町西3から4丁、中之町西3から4丁、錦之町西3丁、西湊町1から6丁、東湊町1から5丁、松屋町1から2丁、松屋大和川通1から4丁、緑町1から4丁、南島町1から5丁、南旅籠町西2から4丁、南旅籠町東3から4丁、南半町西1から4丁、南半町東1から2丁、柳之町西3丁、八幡通1から3丁、山本町1から6丁、竜神橋町1から2丁
	西区	石津西町、築港新町1から4丁、築港浜寺町、築港浜寺西町、浜寺石津町中1から5丁、浜寺石津町西1から5丁、浜寺石津町東1から5丁、浜寺公園町1から4丁、浜寺昭和町1から5丁、浜寺諏訪森町中1から3丁、浜寺諏訪森町西1から4丁、浜寺諏訪森町東2から3丁、浜寺船尾町西1から2丁
岸和田市		磯上町2から3・5から6丁目、魚屋町、戎町、大北町、大手町、紙屋町、加守町1丁目、岸之浦町、岸野町、北町、五軒屋町、堺町、地藏浜町、下野町1から5丁目、新港町、大工町、中北町、中之浜町、並松町、春木泉町、春木大小路町、春木北浜町、春木大国町、春木本町、春木南浜町、春木宮本町、本町、松風町、南町、港緑町、宮本町、木材町、八幡町、臨海町
豊中市		大島町3丁目（神崎川以南の区域に限る）
泉大津市		青葉町、綾井（府道泉大津美原線新道以北の区域に限る）、上之町、戎町、小津島町、春日町、河原町、小松町、汐見町、清水町、下之町、新港町、神明町、菅原町、助松町1から4丁目、高津町、田中町、なぎさ町、西港町、東港町、本町、松之浜町1から2丁目、夕凧町、臨海町1から3丁目、若宮町
貝塚市		海塚3丁目、北町、澤、津田北町、津田南町、二色1・2・4丁目、二色北町、二色南町、西町、堀3丁目、港、南町、脇浜3丁目

泉佐野市	春日町、下瓦屋 2 丁目、新町 1 から 2 丁目、住吉町、泉州空港北、鶴原 3 から 4 丁目、新浜町、湊 2 から 3 丁目、りんくう往来北、りんくう往来南（りんくう公園の区域に限る）
和泉市	葛の葉町 3 丁目（府道泉大津美原線新道以北の区域に限る）
高石市	綾園 1 から 5・7 丁目、加茂 1 丁目、高砂 1 から 3 丁目、高師浜 1 から 4 丁目、高師浜丁、千代田 1 から 6 丁目、羽衣 1 から 5 丁目、羽衣公園丁、東羽衣 1 から 3・5・7 丁目、南高砂
泉南市	岡田 5 から 7 丁目、男里 6 から 7 丁目、泉州空港南、りんくう南浜（府道泉佐野岩出線以北の区域に限る）
阪南市	尾崎町 1 から 3・6 から 8 丁目、尾崎町 4 丁目（南海本線以北の区域に限る）、尾崎町 5 丁目（南海本線以北の区域に限る）、貝掛（南海本線以北の区域に限る）、新町（南海本線以北の区域に限る）、鳥取（南海本線以北の区域に限る）、箱作（南海本線以北の区域に限る）
忠岡町	忠岡北 2 から 3 丁目、忠岡中 2 から 3 丁目、忠岡南 2 から 3 丁目、新浜 1 から 3 丁目
田尻町	嘉祥寺（南海本線以北の区域に限る）、泉州空港中、吉見（南海本線以北の区域に限る）、りんくうポート北、りんくうポート南（府道泉佐野岩出線以北の区域に限る）
岬町	多奈川小島（府道岬加太港線以北の区域に限る）、多奈川谷川（府道岬加太港線以北の区域に限る）、淡輪（南海本線以北の区域に限る）、深日（南海本線以北及び南海多奈川線以北の区域に限る）

※この表は、大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深 30 cm 以上の浸水が想定される区域を町丁目以示したものです。詳細については、大阪府が公表している浸水想定図（[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku\\_higaisoutei/tunami\\_soutei.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tunami_soutei.html)）をご覧ください。市町にお問い合わせください。

## 対策計画・地震防災規程の提出先、問合せ先

### ○対策計画の提出先

担当課	所在地	電話番号	FAX
大阪府危機管理室防災企画課	大阪市中央区大手前 3-1-43	06-6944-9128	06-6944-6654

※次のホームページを参照 [http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal\\_hp/tai sakukeikaku.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/tai sakukeikaku.html)

### ○消防法に基づく地震防災規程・予防規定の提出先

市町名	消防署	所在地	電話番号	FAX	
大阪市	消防局	西区九条南 1-12-54	06-6582-2854	06-6582-2864	
	北	大阪市北区茶屋町 19-41	06-6372-0119	06-6372-4885	
	都島	大阪市都島区都島本通 2-1-8	06-6923-0119	06-6923-6444	
	福島	福島区吉野 3-17-22	06-6465-0119	06-6465-6311	
	此花	此花区春日出北 1-8-30	06-6461-0119	06-6461-5572	
	中央	本署	中央区内本町 2-1-6	06-6947-0119	06-6942-5745
		上町出張所	中央区中寺 1-2-28	06-6764-0119	06-6764-6940
	西	西区九条南 1-12-54	06-4393-0119	06-4393-0124	
	港	港区弁天 1-4-1	06-6573-0119	06-6573-0325	
	水上	港区築港 3-1-47	06-6574-0119	06-6574-0140	
	大正	大正区小林東 3-5-16	06-6552-0119	06-6552-4099	
	浪速	浪速区元町 1-14-20	06-6641-0119	06-6634-0119	
	西淀川	西淀川区御幣島 1-10-20	06-6472-0119	06-6472-0533	
	淀川	淀川区木川東 4-10-12	06-6308-0119	06-6308-4071	
	旭	旭区大宮 1-1-11	06-6952-0119	06-6952-0125	
	城東	城東区中央 3-4-20	06-6931-0119	06-6931-0072	
	鶴見	鶴見区横堤 5-5-45	06-6912-0119	06-6912-6043	
	住之江	住之江区御崎 4-11-6	06-6685-0119	06-6685-8120	
	住吉	住吉区遠里小野 1-1-9	06-6695-0119	06-6695-4001	
西成	西成区岸里 1-4-26	06-6653-0119	06-6653-2119		
堺市、高石市	消防局	堺市堺区大浜南町 3-2-5	072-238-0119	072-223-6938	
	堺	堺市堺区市之町西 1-1-27	072-228-0119	072-228-4087	
	西	堺市西区鶴田町 29-18	072-274-0119	072-271-1122	
	高石	高石市西取石 1-27-23	072-266-0119	072-263-5295	
岸和田市	消防本部	岸和田市上松町 3-7-21	072-426-0119	072-426-0900	
豊中市	消防局	豊中市岡上の町 1-8-24	06-6853-2345	06-6843-0119	
泉大津市	消防本部	泉大津市池浦町 1-9-9	0725-21-0119	0725-33-0531	
貝塚市	消防本部	貝塚市鳥羽 122-1	072-422-0119	072-423-4648	

和泉市	消防本部	和泉市一条院町 140-2	0725-41-0119	0725-45-5155
泉佐野市	泉佐野	泉佐野市りんくう往来北 1-20	072-469-0119	072-460-2119
泉南市	泉南	泉南市信達市場 2012-1	072-485-0119	072-483-7951
阪南市	阪南	阪南市黒田 264-1	072-473-0119	072-473-1511
田尻町	田尻出張所	泉南郡田尻町嘉祥寺 385-2	072-465-0119	072-465-0119
岬町	岬	泉南郡岬町深日 1415 番地	072-492-0119	072-492-2237
泉佐野市、泉南市、田尻町 (関西空港内に限る。)	空港出張所	泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地	072-456-0119	072-456-0118
忠岡町	消防本部	泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-23	0725-32-0119	0725-22-4000

(参考)地域の地震防災に関する問合せ先

市町	担当部・課	所在地	電話番号	FAX
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-7385	06-6202-3776
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7605	072-222-7339
岸和田市	危機管理部危機管理課	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9437	072-423-6933
豊中市	危機管理課	豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2683	06-6858-2667
泉大津市	総合政策部危機管理課	泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131	0725-21-0412
貝塚市	都市政策部危機管理課	貝塚市畠中 1-17-1	072-433-7392	072-432-2482
泉佐野市	市民協働部自治振興課 危機管理室	泉佐野市市場東 1-295-3	072-463-1212	072-464-6253
和泉市	市長公室公民協働推進室 危機管理担当	和泉市府中町二丁目 7-5	0725-99-8104	0725-41-1944
高石市	総務部危機管理課	高石市加茂 4-1-1	072-265-1001	072-267-3078
泉南市	総合政策部危機管理課	泉南市樽井 1-1-1	072-479-3601	072-483-0325
阪南市	市長公室危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678	072-473-3504
忠岡町	町長公室自治政策課	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122	0725-22-0364
田尻町	総務部危機管理課	泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1	072-466-5009	072-466-8725
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	泉南郡岬町深日 2000-1	072-492-2759	072-492-5814

(参考) 関係法令の問い合わせ先

国土交通省近畿運輸局

担当課	所在地	電話番号	FAX
総務部安全防災危機管理課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6412	06-6949-6458
鉄道部技術課 (鉄軌道事業・索道事業関係)		06-6949-6441	06-6949-6529
自動車交通部旅客第一課 (一般乗合旅客自動車運送事業・一般自動車事業関係)		06-6949-6445	06-6949-6531
自動車技術安全部保安・環境課 (運行管理規程に関する事)		06-6949-6454	06-6949-6459
海上安全環境部運航労務監理官 (安全管理規程の地震防災対策基準に関する事)		06-6949-6415	06-6949-6528

経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部

担当課	所在地	電話番号	FAX
保安課(ガス事業法の規定による保安規定関係)	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	06-6966-6050	06-6966-6093
電力安全課(電気事業法の規定による保安規定関係)		06-6966-6047	06-6966-6092